

令和 6 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3月4日（月曜日）午前10時00分 開会  
午後 2時43分 散会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和 6 年度市政執行方針演説（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 70 号 赤平市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 71 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 72 号 赤平市児童館条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 73 号 赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 74 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 11 議案第 75 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 76 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 13 議案第 77 号 工事契約の締結について（総合体育館改修工事）
- 日程第 14 議案第 78 号 令和 5 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 15 議案第 79 号 令和 5 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 16 議案第 80 号 令和 5 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 17 議案第 81 号 令和 5 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 18 議案第 82 号 令和 5 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 19 議案第 83 号 令和 6 年度赤平市一般会計予算
- 日程第 20 議案第 84 号 令和 6 年度赤平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 85 号 令和 6 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 86 号 令和 6 年度赤平市用地取得特別会計予算
- 日程第 23 議案第 87 号 令和 6 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 88 号 令和 6 年度赤平市介護保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 89 号 令和 6 年度赤平市水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 90 号 令和 6 年度赤平

- 市病院事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 9 1 号 令和 6 年度赤平市下水道事業会計予算
- 日程第 2 8 報告第 7 号 令和 5 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和 6 年度市政執行方針演説（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 7 0 号 赤平市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 1 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 2 号 赤平市児童館条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 3 号 赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 4 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 7 6 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う

- 関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 7 号 工事契約の締結について（総合体育館改修工事）
- 日程第 1 4 議案第 7 8 号 令和 5 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 7 9 号 令和 5 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 8 0 号 令和 5 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 8 1 号 令和 5 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 8 2 号 令和 5 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 8 3 号 令和 6 年度赤平市一般会計予算
- 日程第 2 0 議案第 8 4 号 令和 6 年度赤平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 8 5 号 令和 6 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 8 6 号 令和 6 年度赤平市用地取得特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 8 7 号 令和 6 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 8 8 号 令和 6 年度赤平市介護保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 8 9 号 令和 6 年度赤平市水道事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 9 0 号 令和 6 年度赤平市病院事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 9 1 号 令和 6 年度赤平市下水道事業会計予算
- 日程第 2 8 報告第 7 号 令和 5 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

○出席議員 10名

1番 木村 恵 君  
 2番 今野 宙 君  
 3番 丸山 勝正 君  
 4番 渡部 修之 君  
 5番 安藤 繁 君  
 6番 若山 武信 君  
 7番 伊藤 新一 君  
 8番 北市 勲 君  
 9番 御家瀬 遵 君  
 10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 畠山 涉 君  
 教育委員会教育長 高橋 雅明 君  
 監査委員 目黒 雅晴 君  
 選挙管理委員会委員長 大川 佳彦 君  
 農業委員会会長 吉本 政史 君

副市長 永川 郁郎 君  
 総務課長 林 伸樹 君  
 企画課長 成田 博之 君  
 財政課長 丸山 貴志 君  
 税務課長 坂本 和彦 君  
 市民生活課長 斎藤 政弘 君  
 社会福祉課長 高橋 脩 君  
 介護健康推進課長 千葉 睦 君  
 商工労政観光課長 磯貝 直輝 君  
 農政課長 安原 敬二 君  
 建設課長 清水 亘 君  
 上下水道課長 柳町 隆之 君  
 会計管理者 山口 正己 君  
 あかびら市立病院事務長 杉浦 圭輔 君

教育学校教育局  
 委員会 課長 尾堂 裕之 君

社会教育課長 梶 哲也 君

監査事務局長 西井 芳准 君

選挙管理委員会  
 事務局長 林 伸樹 君

農業委員会  
 事務局長 安原 敬二 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 石井 明伸 君

総務議事担当主幹 渡邊 敏一 君

総務議事係長 伊藤 千穂子 君

(午前10時00分 開 会)

○議長（竹村恵一君） これより、令和6年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番安藤議員、7番伊藤議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの16日間と決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は22件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和5年第4回定例会以降令和6年3月3日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、住民税非課税世帯冬季生活支援事業、いわゆる福祉灯油について申し上げます。昨年11月の第3回臨時会において関連予算が成立し、12月中旬には住民税非課税と見込まれる1,901世帯に対し対象要件を確認するため確認書を発送したところであります。年明け以降確認書の提出があった世帯から順次1世帯当たり2万円分のまごころ商品券を交付しており、2月28日現在の状況でございますが、1,734世帯に対し交付いたしました。なお、確認書の提出期限は3月15日、まごころ商品券の使用期限は5月末日としておりますことから、確認書未提出の世帯に対しまして再度提出を促す通知をさせていただいたところでございます。

次に、旧3小学校の活用検討に関わる地域懇談会について申し上げます。令和4年3月末日をもって閉校となった茂尻小学校、豊里小学校、赤間小学校の利活用につきまして地域の皆様と意見交換を行うため旧3小学校活用検討に関わる地域懇談会を1月22日に文京生活館、1月25日に豊里ふるさと会館、1月29日に東公民館で開催し、合わせて50名にご参加いただいたところです。懇談会には市の三役が出席し、旧3小学校の活用検討に当たって参考事例となる平岸コミュニティセンターの実情などを説明しながら意見交換を実施してまいりました。詳細につきましては、別途ご報告させていただいておりますが、その概要につきましては広報あかびら3月号にも掲載したところでございます。旧3小学校の活用につきましては、今後市民皆様へその進捗状況等を随時お知らせするとともに、今回の地域懇談会で寄

せられたご意見や確認された方向性を踏まえながら取組を進めてまいります。

次に、赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について申し上げます。本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画として市が策定するものであり、両計画は整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから一体的に策定するものであります。赤平市介護保険事業計画等推進委員会の意見を踏まえ、今般令和6年度から3か年を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定したところでございます。今後におきましても各計画に基づき、関係機関と連携を図りながら本市の保健福祉施策の推進に努めてまいります。

次に、赤平市障がい者基本計画等の策定について申し上げます。障害者基本法に基づく第3次障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく第6期障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期障がい児福祉計画につきましては、令和5年度をもって計画期間が満了となります。このことから、次期計画の策定に向け、赤平市障がい者福祉計画等策定委員会並びに赤平市障がい者自立支援協議会等のご意見をいただきながら準備を進めてまいりました。そして、今般障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等を中心に令和6年度から6か年を計画期間とする第4次障がい者基本計画、令和6年度から3か年を計画期間とする第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定したところであります。今後におきましても各計画に基づき、関係機関と連携を図りながら本市の障がい福祉施策の推進に努めてまいります。

次に、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。今年の冬は、雪の降り始めが例年より早く、11月下旬からの断続的な降雪により積雪が続く状況でありましたが、降雪量につきましては11月は平年を上回り、12月から2月中旬までは平年並みで推移しておりました。その後降雪日が少なかったことに加え、記録的な気温の上昇により雪解けが進んだた

め、2月末日現在の降雪量、積雪深は平年を下回る状況となっております。一方、除雪状況につきましては、降雪量が少なかったものの平年より1回多い20回の出動となっており、加えて季節外れの降雨や記録的な暖気による路面状況の悪化から緊急出動による作業も実施しております。今後におきましても引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を来さぬよう効果的な除排雪作業に努めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。北海道における令和5年の交通事故発生件数は9,082件、負傷者1万601人、死亡者数131人といずれも昨年を上回っており、事故発生が9,000件を超えたのは令和元年以来となっております。増加の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への引下げに伴い、人々の行動範囲が元に戻り始めたことにあると考えられますが、こういった状況にあるからこそより一層交通安全に意識を向けなければならないと思っております。また、本市における令和5年の交通事故発生件数は3件、負傷者数は2人と減少いたしました。昨年10月16日に交通死亡事故が発生いたしました。ご遺族の皆様に対し心よりお悔やみ申し上げますとともに、改めて交通事故の恐ろしさを再認識したところでございます。4月からは新年度となりますが、赤平市交通安全運動推進計画のスローガンであります「ストップ・ザ・交通事故〜めざせ 安全で安心な赤平市〜」を実現するべく国や道との情報共有、連携を図りながら市内の交通安全関係団体や町内会、市民の皆様の一層のご協力を賜り、交通安全運動の推進を図ってまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告をいたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、令和6年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。小学校につきましては、全児童数が220名となり、前年度比較29名の減となる見込みであります。また、新入学児童数は21名の見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は全体で8学級となり、前年度比較で2学級の減となる見込みであります。中学校につきましては、全生徒数が144名となり、前年度比較で2名の増となる見込みであります。なお、学級編制につきましては、普通学級は5学級となり、前年度比較で増減はない見込みであります。小学校の特別支援学級につきましては、全児童数が22名となり、前年度比較で1名の増となる見込みであります。なお、学級編制につきましては、全体で5学級となり、前年度比較で増減はない見込みであります。中学校の特別支援学級につきましては、生徒数が12名となり、前年度比較で1名の減となる見込みであります。なお、学級編制につきましては3学級となり、前年度比較で増減はない見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。令和6年度は、新規入園希望者と合わせて3歳児が6名、4歳児が6名、5歳児が8名の計20名となり、前年度比較で3歳児が1名の減、4歳児が2名の減、5歳児が2名の増となり、合わせて1名の減となる見込みであります。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。今年度末をもって卒業する中学3年生の進路につきましては、中学校においてきめ細かな進路相談を行ってまいりましたが、卒業生49名は主に近隣市町の高校等への出願手続を完了したところであります。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、令和6年赤平市二十歳を祝う会についてであります。1月7日、交流センターみらいにおいて対象者68名のうち36名が参加され、二十歳の皆様が華やかに装う中、静粛の中にも荘厳な和の響きの火太鼓の演奏により華やかな式典が執り行われました。次代の担い手として、二十歳の皆様の今後の活動をご

祈念するところであります。

次に、青少年関係行事についてであります。1月13日、ふれあいホールにおいて子どもかるた会を開催いたしました。小学生11名が参加され、日本の伝統遊びに触れながら交流を図ることができました。また、2月17日、エルム高原家族旅行村においてエルムで雪あそびを開催いたしました。幼児及び小学生43名が参加され、スノーラフティング、そり滑り、雪中宝探しなどの冬遊びを楽しんでいただきました。

次に、東公民館関係についてであります。市内の小中学生を対象に「好きな動物」をテーマとする第20回冬休みオリジナルイラスト絵画展を行い、小中学生から作品24点の応募がありました。赤平美術協会代表者による審査により、入賞23点、入選1点が選ばれ、東公民館及び交流センターみらいで作品展示を行いました。

次に、社会体育関係についてであります。2月18日、総合体育館において第15回ニュースポーツ大会を開催いたしました。ダブルス戦によるフロアカーリングを行い、高齢者を中心とした12組24名が参加され、楽しみながらも熱戦を繰り広げる大会となりました。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしく願い申し上げます。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第5 令和6年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] I はじめに

令和6年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、市政運営と当面する諸課題を中心に所信を申し述べ、市民の皆様並びに市議会議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、就任以来、「政策決定プロセスの確立」というこれまでの方針を堅持するとともに、「ほとほと困ったという市民を一人でも少なくしたい」、そ

して「暮らしに身近な政策を最優先に実行する」ことに全力を傾けてまいりました。

中でも公約である「学校給食費の無償化」、「高等学校等通学費等支援事業の増額」については、令和5年度から実行いたしました。

また、旧3小学校の活用については、各地域における説明会も開催したところであり、具体的な内容については、議会と市民の皆様へ順次お知らせし取り組んでまいりたいと考えております。

浄水場の方向性については、昭和51年建設であり法定耐用年数50年に更新基準の率1.4を乗じ、建設後70年の2046年、令和28年を経営戦略における更新時期としています。あと22年しか残されておらず多額の事業費となることから慎重に検討してまいりたいと考えております。

## II 主な施策

### 1 健やかな暮らしをともに支え合うまち

#### ◎健康づくりの推進

生活習慣病の予防や早期発見が図れるよう、健康教育や健康相談、特定健診、各種がん検診を引き続き実施します。

食生活の普及啓発活動を行うボランティア団体「赤平市食生活改善推進協議会」の推進員養成講座を開催し、健康づくりの担い手支援に取り組んでまいります。

また、市制施行70周年を記念して、市民の健康に関するセミナーを開催し、市民の健康に対する意識を高めてまいります。

#### ◎地域医療の充実

あかびら市立病院経営強化プランをもとに、近隣の医療機関との連携・協力を強化し、救急医療や高度医療、専門的医療等への対応を図ってまいります。

また、引き続き急性期医療から回復期医療、在宅医療等へ切れ目のない良質な医療サービスの提供を目指してまいります。

特に、在宅医療については、訪問看護ステーションを新設し、在宅医療・訪問看護の充実に取り組んでまいります。

慢性的に不足している医師の招へいについては、医育大学との関係を大切にしながら、看護師や医療従事者も含めて人材紹介サービス等を活用し、人的体制の充実を図ってまいります。

#### ◎地域福祉の充実

現在、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえで様々な課題が複合化しており、地域共生社会の実現が求められています。

そのため、包括的な支援体制の整備などの計画的な実施や展開を図る観点から、地域福祉計画を策定してまいります。

また、冬の除雪対策については、高齢者世帯、障がい者世帯、要介護世帯、ひとり親世帯等で自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族もいない世帯に対し、「高齢者世帯等除雪費助成事業」を通じて除雪に対する支援を継続してまいります。

#### ◎出産・子育て支援の充実

子育て支援の充実については、放課後子供教室やあかびら児童クラブ事業を引き続き行い、児童の健全育成と、子育て支援に努めてまいります。

また、安心して子育てができるよう、青葉団地に「子育て世帯向け住宅」2戸を整備してまいります。

子育てに関する経済的支援の充実については、18歳到達後最初の3月末までの方を対象に、「子ども医療費無料化」を引き続き実施してまいります。

幼児教育・保育については、3歳から5歳までの全児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯において無償化を引き続き実施するとともに、副食費につきましても、対象者についての免除を継続してまいります。

保護者の経済的負担の軽減については、令和5年度より実施の「学校給食費の無償化」を継続し、「高等学校等通学費等支援事業」については、1人につき月額1万円の支援を継続してまいります。

ひとり親世帯への支援については、引き続き子どもが入学する際の入学支度金助成のほか、民間賃貸住宅家賃の一部を「まごころ商品券」で交付してま

います。

また、母子・父子自立支援員による相談業務等を通じ、各種制度の説明や家庭の状況に応じた助言を行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に安定した生活を送れるように支援を継続してまいります。

子どもの養育や生活に困難を抱える家庭への相談・対応については、要保護児童対策地域協議会を中心に予防・対応策を強化し、支援を充実してまいります。

#### ◎介護予防の推進

昨年作成しました「通いの場のリスト」をはじめ、介護予防に関する情報提供に努めるとともに、身近な地域で主体的に介護予防活動を行えるよう、引き続き「エリアサポーター」の活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、介護と保健分野の専門職が連携しながら、高齢者への個別的支援と、通いの場を活用したフレイル予防に努めてまいります。

#### ◎高齢者福祉支援の充実

在宅でひとり暮らしの高齢者等に対し、申請により、モバイル型の緊急通報システムを貸与し、利用者の緊急時や安否確認体制の確保を図る事業を引き続き実施してまいります。

認知症対策の推進については、引き続き認知症に関する各講座を開催するとともに、同じ地域で暮らす認知症サポーターを中心に、認知症の方やその家族のニーズに沿った支援につなげる新しい仕組みとして「チームオレンジ」を立ち上げ、地域の実態把握等、モデル地区を選定し取り組んでまいります。

また、聴力の低下により日常生活に支障がある在宅の高齢者に対し、「補聴器購入費用助成事業」を継続し、補聴器の利用を通じて、積極的な社会参加の促進に努めてまいります。

#### ◎障がい者支援の充実

令和6年度から始まる「第4次赤平市障がい者基本計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者が地域の中で安

心して充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向け、様々な取り組みを進めてまいります。

手話の普及啓発については、手話奉仕員の研修会や派遣事業等により、手話が使いやすい環境を整えるとともに、専用タブレットの持ち運びにより、市役所の各窓口において相談や手続き等を行える遠隔手話サービスによる意思疎通支援を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、就労継続支援等の日中活動系サービスや共同生活援助等の居住系サービスなど、また、障がい児には、放課後等デイサービスや障がい児相談支援・児童発達支援等に関する支援を引き続き実施してまいります。

また、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」の地域生活に備えるとともに、障がい者やその家族の緊急事態の対応を図るため、地域生活支援拠点事業を中空知において広域で実施し、緊急時の迅速・確実な支援に努めてまいります。

#### 2 安全・安心で快適に暮らせるまち

##### ◎移住・定住の促進

老朽化が著しい公的住宅の計画的な改善や修繕を実施し、良質な住宅ストックと適正な供給戸数の確保を図り、移住・定住の促進に努めてまいります。

既存の公的住宅については、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退去時の補修を行うとともに、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めてまいります。

また、入居率の低い住棟については、棟別移転集約を進め、旭団地、緑ヶ丘第三団地、若草団地、栄町団地、吉野第一団地、本町団地の除却を行ってまいります。

「安全性確保型改善事業」については、福栄団地1号棟のエレベーターを早期地震対応型に改修し、日の出団地と青葉団地のシルバーハウジングについては、玄関の防犯性を高めるため、鍵の交換を行ってまいります。

「福祉対応型改善事業」については、シルバーハウジングにおいて、機器の耐用年数を迎える緊急通



報システムの更新を行ってまいります。

「居住性向上型改善事業」については、青葉団地において、利便性向上のため、集中給油設備の整備を行ってまいります。

また、省エネルギー性能向上のため、「脱炭素社会対応型改善事業」として、福栄団地1号棟で照明器具のLED化を行ってまいります。

民間住宅については、住宅の選択肢拡大を図り、若年世帯等の移住・定住を促進するため、「民間賃貸住宅建設助成事業」、「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」を継続してまいります。

また、住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」についても継続してまいります。

空き家バンク事業については、移住を希望される方の重要なツールとなっているウェブサイト「あかびら住みかエール」を継続し、空き家等の有効活用を進め、移住・定住の促進に努めてまいります。

また、利用者が増えている「民間賃貸住宅家賃助成事業」をはじめ、「移住定住促進就職祝金」や「人材育成・定住促進奨学金制度による奨学金の返還金免除」を継続し、市内への移住・定住と雇用の確保を図ってまいります。

#### ◎公園・緑地の適正管理

公園については、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として、「公園施設長寿命化計画」を基本に、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が憩いの場として利用できるよう整備保全に努めてまいります。

また、「都市公園改修事業」として、平岸中央公園の休養施設、翠光苑及び赤平公園の管理施設の更新を実施してまいります。

#### ◎環境衛生の充実

し尿貯留施設（旧浄化センター）については、建物の診断を行った結果、既存の施設を改修することにより利用が可能であることから、施設整備し延命化に努めてまいります。

#### ◎上水道・下水道の保全

上水道については、法定耐用年数を超過した配水

管路の更新工事と、次年度以降の管路更新に向けた設計業務を行い、漏水等の解消を図るとともに、管路の耐震化率の向上にも努めてまいります。

現在、人口減少により収益が減少している状況であり、継続して水道施設の更新を行うため、令和7年度に向けて水道料金の改定を進めるとともに、将来を見据えた健全な経営と安定供給確保のため、水道事業の方向性について検討してまいります。

下水道については、汚水管渠は概ね整備済となっておりますが、雨水管渠は浸水被害の防止と施設の老朽化の更新を図り、大雨による被害防止に努めてまいります。

#### ◎道路・公共交通の整備

市内道路網の整備については、安全な通行確保や住環境整備に向け事業を進めており、「北文本通の改良舗装工事」、新規路線として、通学路整備を目的とした「東文2条通改良舗装工事」、冬期路面对策として「朝陽台通ロードヒーティング更新工事」を実施してまいります。

また、既存道路についても、道路照明省電力化対策としてLED化を実施するとともに、緊急性と安全性を考慮しながら路面補修や側溝整備、道路付属物等の更新に努めてまいります。

橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理や改修工事を計画的、効率的に推進するため、吉見橋、左大谷沢2号橋の改修工事を実施してまいります。

公共交通の確保については、赤平市地域公共交通活性化協議会において検討を重ね、乗合タクシーが三年間の試験運行を経て、令和6年度から本格運行へ移行となります。

試験運行での実績を踏まえ、65歳以上の高齢者を全地域で対象にするほか、連絡施設についても住民要望を取り入れ、新たに「あかびら市立病院」を加え運行してまいります。

また、広域での公共交通については、乗客の減少や運転手不足で維持困難な中央バスに対し、沿線市町が一定の負担をしながら路線の継続を図ってまい

ります。

さらに、根室本線対策協議会についても、構成市町村、JR北海道と連携しながら、国の支援を受けての実証事業を継続し、鉄道の維持・存続を図ってまいります。

雪対策については、局所的な暴風雪や大雪など不安定な気象状況ではありますが、冬期間の市民生活の安全と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めるとともに、除排雪作業や道路交通に支障がないよう、除雪マナーの啓発に努めてまいります。

また、冬期間においても通行の確保が必要な生活道路として利用されている私道については、引き続き一定の基準により除排雪を行ってまいります。

#### ◎防災体制の充実

災害の発生は、地球温暖化が要因と考えられる局地的な大雨などの異常気象や、近隣国との軍事情勢など、様々な事象が考えられます。

また、本年1月に発生した能登半島地震など、突然襲う災害は甚大な被害を及ぼし、未だに復旧作業が続けられております。

避難所では、トイレや水不足、暖房など様々な問題が浮き彫りとなり、災害関連死についても問題視されております。

それらを教訓に、改めて避難経路の見直しや備蓄品のあり方など、検討を重ねてまいります。

万が一における、自らの命を守る行動や助け合い、平時からの備えなど、改めて自助・共助・公助の大切さを伝え、防災知識の普及・啓発に努めてまいります。

また、防災訓練についても引き続き実施するとともに、防災行政無線の活用を進め、公衆無線LANの機器更新、備蓄品における食料等や生活に必要な物品を整備し、防災体制の充実を図ってまいります。

### 3 活力に満ちた魅力あふれるまち

#### ◎工業の振興

新型コロナウイルス感染症や物価高騰など、まち

の経済に大きな影響を及ぼし続けており、市内企業に対しては、これまで切れ目のない支援を目指して取り組んでまいりました。

今後も国や道の支援情報の収集に努め、地場産業の経営安定と雇用の確保のため工業振興に取り組んでまいります。

安定的な生産活動への支援として、設備投資を行う企業に対し企業振興促進条例に基づく助成を行い、企業の育成と雇用の拡大に向けて支援してまいります。

中小企業融資制度を継続し、生産基盤の安定と経営体制の強化を図る支援を行います。

雇用の確保対策についても、企業情報WEBサイトの充実や新規学卒者への合同企業説明会を開催するなど、求人・雇用情報の提供を進め、雇用支援体制の充実を図ってまいります。

産業フェスティバルや産業振興人財育成事業への助成についても、事業内容の充実を図ってまいります。

また、新規事業に取り組む、意欲的で前向きな中小企業をサポートするため、新製品の開発や新分野進出、販路拡大などを支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金」を継続し、事業者に向けた支援を行ってまいります。

#### ◎商業の振興

物価高騰に対する支援としてスーパープレミアム付商品券の発行助成などを継続し、市内の消費喚起と地域商業の活性化を図ってまいります。

新たに創業される事業者に対する「起業支援事業補助金」、店舗の外装等を整備する事業者に対して支援する「店舗整備魅力向上事業助成金」など制度の周知を図り、明るい魅力ある商店街づくりを推進してまいります。

地域商業を守るため、商工会議所や商店街振興対策協議会と連携し、商業の振興に向けた取り組みを進め、活力あるまちづくりを推進してまいります。

#### ◎農林業の振興

農業生産基盤の充実については、従事者の高齢化、

農家戸数の減少、農地の遊休地化などの課題に対し、営農に必要な技術等の取得に向けた研修や講習への参加、農業機械の免許取得、農産物の販路拡大に係る経費の一部を助成し、農地がもつ多面的な機能が維持できるよう必要な支援を継続してまいります。

食ブランドの充実については、主力農産物の「お米」を活かし、「売れる米づくり」をテーマに、引き続き環境に配慮し農薬の低減や土壌診断を行い、高品質米の提供、肥料コストの低減を図ってまいります。

また、各種イベントが通常開催されてきていることから、積極的に農産物や特産品のPR・販売を行い、さらなる消費拡大を推進してまいります。

計画的な森林整備の促進については、伐採の主体となっていた人工林資源の減少が見込まれるため、道産木材の需要拡大、木育活動の推進などが重要であります。

そのため民有林振興対策事業により私有林等の伐採後の再生林を促すとともに、森林環境譲与税を活用した「木育推進事業」により、施設の遊具等の整備、14カ月児への積み木の贈呈などを実施することで、木材利用の推進や多くの市民への周知を図り、森林整備に関する理解を深めてまいります。

#### ◎観光の振興

エルム高原の自然環境を活かし、さらなるキャンプ場の魅力を創出させるため、ここでしか味わえない体験ができるキャンプ場となるよう、指定管理者と連携を図りながら事業を進めてまいります。

施設の老朽化が著しい「エルム高原温泉ゆったり」を含むエルム高原4施設については、大規模改修に向けての基本設計を行い、施設の機能向上や今後の人口減少を見据えた施設の整備を検討し、市民の憩いの場として、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

魅力あるイベントの推進については、あかびら火まつりにおいて、市制施行70周年を記念し、従来のイベントをさらに充実させ、市民が楽しめる催しとなるよう支援してまいります。

また、情報発信基地AKABIRAベースにおいて、赤平市の農産物や食料品、生産品とあわせて観光情報の発信などを継続しPRに努めてまいります。

今後も特産品の魅力を高め、各種イベントと連携を図りながら、引き続き多くの方に赤平の特産品の魅力を知っていただけるよう努めてまいります。

#### 4 ともに学び合い豊かな心を育むまち

##### ◎学校教育の充実

確かな学力を育むために家庭学習が果たす役割は重要と考え、学習意欲の向上を図るため、中学生を対象とした数学・英語2教科を対象とする「公設学習塾」を継続してまいります。

また、ICT環境の整備については、タブレット端末などICT機器の整備を進め、その有効活用を通して授業の充実並びに家庭学習の促進を図ってまいります。

##### ◎生涯学習の推進

市民に「生きがいとゆとり」が得られるよう、ライフステージに対応した学習活動や情報提供等を行い、生涯にわたり自主的な学習活動に取り組み、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会を目指してまいります。

##### ◎スポーツ・レクリエーションの振興

気軽にスポーツとレクリエーションを楽しむことができる場と機会の提供については、子どもから高齢者まで気軽に参加することができる「市民スマイルウォーキング」や「軽スポーツ」、「ニュースポーツ」の普及に取り組んでまいります。

また、市制施行70周年を記念し、ラジオ体操「みんなの体操会」の誘致を図り、実施に向けて取り組んでまいります。

総合体育館については、安全で快適な利用環境を整えるため、屋上防水と外壁塗装等の改修工事を行ってまいります。

##### ◎芸術・歴史・文化の推進

文化団体等との連携を図りながら、芸術文化活動に対する支援を行い、歴史や文化を次世代に伝える

ため、郷土資料の保護・活用に努めてまいります。

令和6年度は、本市最後の炭鉱となった住友赤平炭鉱の閉山から30周年を迎えます。

炭鉱遺産については、市内外より多くの見学者が訪れていることから、炭鉱遺産ガイダンス施設を有効に活用し、その魅力を伝えてまいります。

#### 5 ふれあいと交流で創る協働のまち

##### ◎市民参画の推進

新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行されたことに伴い活発になっている市民活動に対し、「まちづくり活動推進事業」、「まちづくり・人づくり事業」の活用を図り、市民の主体的活動を支えてまいります。

また、市制施行70周年を記念した「記念式典」や「まちづくり講演会」ほか各事業を実施し、市民のまちづくりへの意識を高め、まちの新たなイメージづくりを進めてまいります。

##### ◎広報・広聴の推進

市民の意見や要望を行政の取り組みに反映し、市民とともに協働のまちづくりを進めるために、赤平版世論調査である市民アンケートを実施いたします。

また、市民の声を聴き、市民の視点で考える市政に向けて、「住民懇談会」や「市長への手紙」、「こんばんは市長室」、「みんなで話そう市長室」を継続してまいります。

##### ◎健全な行財政の運営

公共施設等の総合的な管理の推進については、市庁舎においてボイラー改修を含めた暖房、冷房、換気の空調設備及び老朽化した設備更新の実施設計を行い、計画的な改修、維持保全に努めてまいります。

「赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金（ふるさと納税）」については、まちづくりへの貴重な財源の確保に向け、事業者との関係性を深め、新たな返礼品の企画や地元特産品のPRなどに努め、全国の皆様に応援いただけるようふるさと赤平の魅力を発信してまいります。

### III むすび

以上、今後の私の所信と令和6年度における市政執行について申し上げましたが、地方公共団体の行政活動の目標が「住民の福祉の向上」に置かれていることはいうまでもありませんが、住民の福祉を向上させるということは、すなわち、現在営まれている生活状態よりも、より良くするということであります。

したがって、住民の福祉を向上させるため、どのような手段・方法を講じたらよいかを考究するには、まず第一に、現在の状態がどのようになっているかを知ることが必要であります。

地方公共団体の行政活動をみると、住民の社会活動のあらゆる分野について、きめ細かい膨大な調査活動が展開されているのもこのためであります。

明治期の「統計の偉人」として取り上げられている大隈重信は、次のように述べられています。

「現在の国勢を詳明せざれば、政府すなわち施政の便を失う。過去施政の結果を鑑照せざれば、政府その政策の利弊を知るに由なし。」

これは、「現在の国の情勢を詳細に明らかにしなければ、政府は即座に政策を行う拠り所を失う。過去の政策の結果を鏡に映すように明らかにしなければ、政府はその政策の良し悪しを知ることができない。」ということです。

私は、課題に取り組むにあたっては、科学的な根拠と熟慮による政策決定が重要であり、加えて、政治家として謙虚に責務を果たすという大前提にこそ、政治に対する信頼の礎があることを忘れてはならないと思います。

以上、所信の一端を申し述べましたが、市議会議員各位、並びに市民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和6年度市政執行方針といたします。

○議長（竹村恵一君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 I はじめに令和6年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方

針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

学校教育につきましては、赤平市が定める赤平市教育大綱を踏まえて策定した赤平市学校教育推進計画に基づき、本市における教育課題の解決と地域社会との連携の実現に向けて取り組み、ふるさと赤平市に誇りと愛着を持ち、地域づくりに主体的に取り組む人材を育成することを目指してまいります。

社会教育につきましては、第6次赤平市社会教育中期計画に基づき、令和6年度においても、乳幼児・青少年・成人・高齢者の教育、芸術・文化・文化財・スポーツの振興と社会教育の基盤整備を図ってまいります。

また、市民の主体的な学びや、地域における生涯学習活動を支援するとともに、市民の多様なニーズに応じた学習機会の提供や、学習成果等が広く活かされる機会の提供を通して、市民が生涯にわたり自主的な学習活動に取り組むことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会を目指してまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に教育行政を推進する上で、特に重点として設定した取組について申し上げます。

## II 学校教育の推進

### 1 将来に生きて働く学びの充実

1点目は、学びの充実についてです。

急激に変化する社会を生き抜くために必要な資質・能力を子どもたちに育むためには、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する授業改善と家庭学習習慣の定着が非常に重要と考えております。

授業改善については、道教委の指導主事による指導訪問において、子どもたちが見通しを持って学習し、分かったことを振り返る授業スタイルを学校で統一して確立するよう指導してまいります。

また、学習内容の定着については、家庭学習の役割が非常に大きく、家庭学習習慣を改善する必要があると考えます。

そのため、学校は、自主的な学習へ取りこませる工夫や家庭学習を提出した子どもには、学習意欲が向上するように働きかけるとともに、家庭と連携して毎日の学習習慣の定着と時間の確保が進むよう、学級通信や懇談会等で啓発してまいります。

教育委員会といたしましては、学校と連携しながら家庭における学習習慣の改善を進めたいと考えております。

次に、ICT機器の効果的な活用についてです。

未来を生きる子どもたちには、ICTを活用する資質・能力を育むことが必要となります。そのため授業においては、一斉指導や個人学習、グループ学習等の場面においてAI学習ドリルを効果的に活用した授業改善に取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、タブレットによる授業改善や家庭学習の効果的な活用方法について、道教委の指導主事による指導訪問や教員の研修会参加奨励等により、各学校を指導してまいります。

次に、特別支援教育・通級指導の充実についてです。

本市では、困り感を抱える子どもたちが年々増加しており、子ども一人一人の教育的ニーズを把握しながら、適切な対応を図ることが特別支援教育や通級指導教室における役割として、ますます重要となっております。

特別支援学級においては、自立や社会参加のための基本的な力を培うため、一人一人に応じた教科指導に加えて、困り感を克服するための指導を行っており、生活上や学習上の困難や制約を改善する適切な教育及び指導を通じて、児童生徒の主体的な取組を育みたいと考えております。

通級指導教室に通っている子どもは、通常の学級に籍を置いているため、学校生活のほとんどは通常の学級で勉強しておりますが、必要に応じて通級指導教室で個に応じた学習をしています。

通級指導教室に通っている子どもには、実態把握などを適切に行った上で特別の教育課程を編成して指導を行い、小学校と中学校が連携した指導体制を

視野に入れて指導の工夫・充実に努めてまいります。

## 2 豊かな心と健やかな体の育成

1点目は、読書習慣の質の向上についてです。

読書にはさまざまな力を養う効果があり、国語だけでなく算数・数学の文章問題を数式にするなど、他の教科における学力向上に役立ちます。また、人生における様々なトラブルを予防したり、課題や問題を解決に導くきっかけにもなります。

本市においては、小・中学校ともに読書の時間を日課表に位置付け、本に親しむ機会を確保しております。

教育委員会といたしましては、関係団体と連携を深めて、読書活動が活性化するよう努めてまいります。

次に、不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応についてです。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により年間30日以上欠席した子どもを指し、不登校傾向とは、教室に入らなかったり、登校していても遅刻・早退が多かったり、内心では毎日、「行きたくない」と感じたりしている子どもです。

複雑化する社会環境の中で、不登校・不登校傾向の子ども的人数が、全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向が見られます。

そのため、小・中学校では不登校傾向を早期にとらえるための定期的な校内会議を設け、きめ細かな対応に努めております。

教育委員会といたしましても、教育支援室において、教科書やドリルを用いた学びの保障や相談業務を行い、関係機関と連携を取りながら学校への復帰支援を行ってまいります。

次に、いじめの未然防止についてです。

いじめとは、児童生徒に対して、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとしております。

本市においては、いじめ防止基本方針を策定して

おり、先生が子どもの異変を感じたり、アンケートや通報及び相談を受け付けた場合には、子どもに寄り添ったきめ細やかな指導を迅速に行い、関係機関との連携強化に努め、いじめの早期解消を図ってまいります。

今後についても、望ましい人間関係の醸成やいじめの未然防止を組織的に進めることができるよう、小・中学校及び関係機関と連携を深め、指導の充実に努めてまいります。

次に、望ましい生活リズム習慣の確立についてです。

新しい時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠を摂り、計画的に学習することが大切です。しかしながら、全国と比べて毎日の朝食を摂る子どもの割合が低い等、基本的な生活習慣が乱れている実態が散見されております。学校では、生活リズムチェックシートに記載し、自分の生活を見直しながら家庭学習に取り組むよう指導しております。

本市においては、ゲーム・スマートフォン等の長時間使用が課題となっており、道教委及びPTAと連携しながら、家庭における生活習慣や学習習慣の充実にに向けた働きかけを継続してまいります。

## 3 学びを支える教育環境の充実

1点目は、授業以外の学習機会の設定と学習意欲の向上についてです。

本市では、希望する中学生に対して公設塾を開いております。授業は、数学・英語の2教科を開設し、自ら学ぶ中学生を支援するとともに、家庭での学習に対する意欲や関心が高まるように工夫してまいります。また、英語検定に対する費用補助については、検定への挑戦を契機に次の級へ挑戦する姿が増えるなど、一定の成果が認められることから、この支援を継続してまいります。

さらに、子ども1人1台のタブレット端末の配置と学校の高速度大容量ネットワーク環境を整備したことで、AI学習ドリルによる子どもたち一人ひとり

にとって最適な学びと、協働的な学びを実現しており、教育の質を高めてまいります。

次に、小中連携による9年間の効果的指導についてです。

本市では、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する授業スタイルや読書活動の時間の設定など、小・中学校での統一した教育活動を進めております。

さらに、小・中学校で連携した教育活動を深化させるための小中連携会議を定期的で開催しております。会議においては、小・中学校教職員間での指導のあり方や互いに授業を見合うための連絡・調整など、適切な情報交流を行っており、9年間の教育課程及び指導方法に繋がるよう検討しております。

教育委員会と学校が連携を深め、小・中学校の9年間を見通した学力向上に効果的な教育活動の発展のために努めてまいります。

次に、学校の働き方改革の推進についてです。

本市では、赤平市立学校業務改善計画に基づき、校務支援システムを活用しております。校務支援システムでは、教員間における児童生徒の個人ファイル共有や学校や関係機関との連絡、教職員の出勤管理等に活用しております。

また、学校においては、月2回以上の定時退勤日の設定や長期休業期間中における学校閉庁日の設定を行っており、教員の超過勤務の縮減に結びつくよう、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備の一つとして取り組みを進めております。

#### 4 信頼される学校づくりと地域連携の充実

1点目は、コミュニティ・スクールの推進についてです。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換を図るための仕組みです。

本市のコミュニティ・スクールは、全市の規模で、学校と保護者や地域の代表の皆さまがともに知恵を出し合い、意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支える組織となっております。

小・中各学校の成果と課題が明確に把握されることにより、各学校の教育活動を的確に評価できるようになり、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めてまいります。

次に、部活動の地域移行への推進についてです。

文部科学省は、学校の部活動について、適正な運営等に関する総合的なガイドラインを策定して、部活動を学校単位から地域単位への取組とするとの考えを提示しました。

本市といたしましても、関係機関と連携を図りながら、土日の部活動の地域移行に向けて検討・推進をしてまいります。

### Ⅲ 社会教育の推進

#### 1 とともに学び合い豊かな心を育む社会教育の推進

1点目は、青少年教育についてです。

青少年の健やかな成長を支え、豊かな人間性と生きる力を育むためには、感動したり、驚いたりしながら、実際の生活や社会・自然のあり方を学ぶことが重要であるため、様々な体験活動を引き続き実施してまいります。その中で集団活動を通じた仲間づくりと青少年リーダー育成を目的に「ふるさと少年教室」を行ってまいります。

また、悩み事を相談できる体制づくりに努めるほか、学校や関係機関等との連携を深め、青少年センターによる登下校の見守りや、火まつりと神社祭典における合同補導を実施してまいります。

次に、公民館活動についてです。

東公民館及び交流センターみらいは地域住民の一番身近な学びの拠点として学習機会の提供に努めるとともに、より良い地域づくりの拠点としての役割を果たしてまいります。

また、集う人と人とのつながりを大切にしながら地域住民間の絆を築き、地域コミュニティの形成を目指してまいります。

今後も市民の皆様の教養の向上や健康の増進、生活文化の振興、文化活動の充実等につながるよう利用促進に努めてまいります。

次に、図書館と読書活動についてです。

図書館は、市民の読書活動の役割を担う拠点としてなくてはならない大切な施設でありますので、市民の皆様に親しまれる図書館の運営を目指してまいります。

そのためには、読書は子どもの頃から始めることが必要であり、子どもの発達段階に応じて読書習慣を身に付けることが重要であることから、「赤平市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家族みんなで好きな本を読んで読んだ本について話す「家読(うちどく)」、「ブックスタート事業」、「読み聞かせ」、「おたのしみ会」などにより子どもたちが読書に親しむことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

また、文京生活館や小学校へ図書館の蔵書の一部を持ち運ぶ「移動図書館」や読書週間事業として実施しております朗読とギター演奏を組み合わせた朗読会、除籍本を無償で提供する「古本フェスタ」など、子どもから大人まで幅広い年齢層に対する事業を行い、読書普及活動の推進に努めてまいります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてです。

市民が潤いと豊かさに満ちた人生を送るためにも、文化・芸術が日常生活の中で身近な存在であることが大切です。

このため、個々人の文化活動については各講座の参加への周知・啓発とサークル活動への支援を行うとともに、文化活動の中心的な役割を担っており、文化協会の市民総合文化祭などの活動につきましても支援をしてまいります。

文化財保護に関しましては、郷土の歴史、文化、自然、風土を理解するうえで不可欠な文化遺産であり、市民共有の財産として保護するため、指定・登録に向けた取り組みを進めるとともに、教育的な活用を推進し、文化財保護意識の啓発・普及に努めてまいります。

次に、体育・スポーツについてです。

心身の健全な発達を促し、明るく活力ある地域社会を形成するうえで、スポーツの果たす役割は重要です。

このため、市民が生涯にわたり、様々な機会や場所において、自主的に自身の適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるよう取り組んでまいります。

今後も市民の体力の向上及び健康増進などにつながるよう、北翔大学やスポーツ協会、スポーツ推進委員、各スポーツ団体等と連携・協力のもと、スポーツに触れ合う機会の拡充に努めてまいります。

また、市内唯一の体育館であり、中心的なスポーツ施設である総合体育館につきましては、多くの市民にご利用をいただいているところでありますが、今後も長期・安定的に使用していただくため、屋上防水や外壁塗装等の改修工事を行ってまいります。

次に、地域学校協働本部についてです。

今年度も学校からの要請に基づいて、地域人材による講師等を学校へ派遣することにより学校支援活動を充実してまいります。

また、放課後子ども教室においても地域人材の活用の幅を広げ、新たな活動内容の充実を図りながら、子どもたちが心豊かで健やかに育まれていくよう活動を進めてまいります。

#### IV むすび

以上、令和6年度の赤平市教育行政執行方針について申し上げます。

近年、スマートフォンやインターネットによるトラブルや依存症などが大きな社会問題となっている等、子どもたちを取り巻く環境は、厳しさを増しております。私たちは、子どもたちを良い方向へ導くのが責務であり、児童・生徒が笑顔で通学し、学校では、学ぶことの楽しさを実感できる教育を進めてまいります。

また、赤平市の教育は、明治27年(西暦1894年)百戸に寺子屋式教育が開始されてから、今年で130年を迎えます。先人のたゆまぬ努力によって築き上げられてきた教育を継承し、時代を担う子どもたちを育ててまいります。

全ての市民が生涯を通じて主体的に学び続ける地域づくりを目指し、本市の教育・文化・スポーツの



振興に努めてまいりますので、市議会をはじめ、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時18分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第6 議案第70号赤平市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第70号赤平市職員の定年等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市職員の定年延長に伴って導入しました管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制におきまして60歳となりました課長相当及び主幹相当の管理監督職の職員を管理監督職以外の職に降任させることとしておりますが、医療職給料表を適用する職員の中で管理監督職と同等の職務の級にありながら役職定年制の対象とならない職がありましたことから、対象となる範囲を見直すこととし、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第7 議案第71号職員

の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第71号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

高齢者部分休業制度につきましては、定年延長により定年年齢が段階的に65歳までとなる中で高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、また定年退職後の人生設計のための準備や経験や人脈の公務へのフィードバックが期待される地域ボランティア活動などの社会的貢献に従事するなど、おのおの職員のライフプラン形成に資することを目的として部分休業を取得することができる制度であり、地方公務員法の規定に基づき必要な事項を規定する新たな条例を制定し、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第8 議案第72号赤平市児童館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第72号赤平市児童館条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在開館している市内児童館のうち茂尻児童館について、利用児童が極めて少なく、施設の老朽化も著しいため廃止とすることから、所要の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第9 議案第73号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第73号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険料は、所得金額等に応じた段階設定によりご負担をお願いしております。令和6年1月19日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、低所得者の介護保険料上昇の抑制を図る観点から標準段階数が9段階から13段階に見直されました。また、令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において標準給付見込額等を算出し、65歳以上の方々に負担をいただく介護保険料を算定いたしましたことから、所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、

審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、北市議員、安藤議員、渡部議員、御家瀬議員、若山議員、伊藤議員、木村議員、丸山議員、今野議員、以上9名を指名いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第10 議案第74号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第74号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布され、介護サービス事業所管理者の兼務範囲の明確化、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけ、身体的拘束等の適正化のための措置等が義務づけられましたことなどから、赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の関連する4条例について所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第11 議案第75号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第75号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことにより、職員の賠償責任に関する規定等で地方自治法を引用している関係条例について条ずれが生じたところであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例である赤平市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、赤平市病院事業の設置等に関する条例の関係する2条例について字句を整理するため条例を制定するもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第12 議案第76号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第76号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が可決、成立したことにより水道法が改正され、令和6年4月1日より水道整備、管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されます。法改正に伴い、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、関係する2条例につきまして字句を改めるもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第13 議案第77号工事契約の締結について（総合体育館改修工事）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第77号工事契約の締結につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

総合体育館改修工事につきましては、主に屋上防水改修、外壁塗装改修、外部鉄骨雁木撤去一式の事業を実施するものであり、昨年12月開催の第4回定例会において2か年にわたる債務負担行為として承認をいただいているところであります。契約の方法につきましては、令和5年12月21日告示の制限付一般競争入札の公告に基づき、地元建設業者で構成されました2つの特定建設工事共同企業体により令和6年1月25日に入札を執行したところであります。

そこで、本工事契約の締結につきましては、予定価格が1億5,000万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、総合体育館改修工事。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、2億1,153万円。

4、契約の相手方、西出・むらかみ・マルミヤ特定建設工事共同企業体で、代表者、構成員につきましては記載のとおりであります。

なお、工事の場所、工期、工事の概要につきましては、別紙参考資料に記載のとおりであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第77号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第14 議案第78号令和5年度赤平市一般会計補正予算、日程第15 議案第79号令和5年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第16 議案第80号令和5年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第17 議案第81号令和5年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第18 議案第82号令和5年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第78号から議案第82号の各会計補正予算につきまして一括して提案の趣旨をご説明申し上げますが、歳入予算における国庫支出金などの歳出連動予算の補正につきましては一部を除き説明を省略させていただきます。

議案第78号令和5年度赤平市一般会計補正予算（第8号）につきましては、第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ5,750万9,000円を追加し、補正後の予算総額を115億9,012万2,000円とするもので、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、第3条で地方債の変更を定めるものであります。

2ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございますが、1つ目、社会保障・税番号制度システム改修事業につきましては既に予算化済みの分と今回の補正予算で提案させていただく分を合わせたものについて、2つ目、非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業につきましては既に予算化されておりますが、住民税均等割課税世帯及び子供加算分について、3つ目、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては既に予算化済みの分と今回の補正予算で提案させていただく分を合わせたものについて、4つ目、マイナンバー情報連携体制整備事業につきましては今回の補正予算で提案させていただく分について、それぞれ令和5年度中の事業費の支払いを含めた事業の完了が困難であることから、それぞれの金額を上限に繰越明許費として令和6年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正でございますが、過疎対策事業の増額につきましては過疎対策事業債ソフト分が追加配当されたことによりエルム高原施設管理事業及びあんしん住宅助成事業の事業費に追加で充当するものであります。臨時財政対策債の減額につきましては、普通交付税の算定による減及び再算定時に措置された臨時財政対策債償還基金分相当の借入れを見送ることから、併せて減額するものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費80万4,000円の増額は、差押処分無効確認請求控訴事件に係る弁護士委託料を増額するものであります。

同じく7目財産管理費70万7,000円の増額は、財政調整基金の繰替え運用に伴う利子及び資金運用の預金利子70万7,000円を基金に積み立てるものであります。

同じく9目企画費1,438万4,000円の増額は、滝芦線及び歌志内線のバス路線の運行を維持するため、北海道中央バスに対するバス路線運行維持負担金を計上するものであります。負担金の内訳は、滝芦線が1,113万8,968円、歌志内線が324万4,486円となっ

ております。

8ページをお願いいたします。同じく3項1目戸籍住民基本台帳費376万9,000円の増額は、法改正による戸籍の氏名に平仮名または片仮名での表記を追加するためのシステム改修委託料350万9,000円を増額するほか、パスポート申請用パソコンを購入する備品購入費26万円を増額するもので、委託料には全額国庫支出金が、備品購入費には道支出金10万円がそれぞれ充当されます。

10ページをお願いいたします。4款1項2目生活習慣病予防費54万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン及びHPV、子宮頸がんワクチンの接種情報をマイナンバーに連携させるため、健康管理システム改修委託料を増額するもので、国庫支出金45万4,000円が充当されます。なお、システム改修委託料につきましては、予算計上済みの新型コロナウイルスワクチン接種事業と併せて繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

12ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費25万8,000円の増額は、北海幹線水路にある新住吉揚水機場に係る電気料金の高騰分の一部を助成するため補助金を増額するもので、全額道支出金が充当されます。

14ページをお願いいたします。7款1項3目エルム高原施設費の財源補正は、過疎対策事業債ソフト分の起債限度額が追加配当となったことによるものであります。

16ページをお願いいたします。8款1項1目土木総務費の財源補正は、過疎対策事業債ソフト分の起債限度額が追加配当となったことによるものであります。

18ページをお願いいたします。同じく2項3目除雪対策費4,343万2,000円の増額は、1月までの除雪出勤回数が増加したことにより、不足が見込まれる除雪委託料を増額するものであります。

20ページをお願いいたします。10款3項1目小学校管理費15万円の増額は、学校給食費の乳製品の配送方法の変更により学校で管理するための冷蔵庫が

必要となることから備品購入費を増額するもので、全額基金繰入金が充当されます。

22ページをお願いいたします。同じく4項1目中学校管理費65万円の増額は、小学校と同様の理由により冷蔵庫を購入する備品購入費15万円を増額するほか、不足が見込まれる除雪委託料50万円を増額するもので、備品購入費には全額基金繰入金が充当されます。

24ページをお願いいたします。11款1項1目、公債費の元金13万1,000円の増額は、平成24年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び令和4年度における借入額の確定によるものであります。

26ページをお願いいたします。12款1項2目後期高齢者医療特別会計繰出金434万7,000円の減額、同じく4目介護サービス事業特別会計繰出金103万1,000円の減額、同じく7目病院事業会計繰出金198万2,000円の減額は、全て決算見込みによるもので、充当事業費が増となったことにより基金繰入金82万2,000円が病院事業会計繰出金に充当されます。

28ページをお願いいたします。同じく2項1目過年度還付金3万9,000円の増額は、令和4年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の精算による国庫支出金の還付金を増額するものであります。

30ページをお願いいたします。13款1項1目職員給与費の財源補正は、マイナポイント事業国庫補助金の交付決定によるものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税3,932万1,000円の増額は、国の補正予算における交付税総額の増額に伴い、普通交付税の再算定及び調整額が復活したことによるものであります。

19款1項1目繰越金3,358万2,000円の増額は、今回の補正による歳入不足額を調整するため、令和4年度決算に基づく剰余金の全額を計上するものであります。

21款1項4目臨時財政対策債3,949万円の減額は、令和5年度普通交付税の算定額の確定及び令和5年

度普通交付税の再算定で措置された臨時財政対策債償還基金費分を減額するものであります。

以上、議案第78号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第79号令和5年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ1,920万円を追加し、補正後の予算総額を13億7,911万3,000円とするものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。6款1項1目国民健康保険事業財政調整基金積立金1,920万円の増額は、令和4年度決算に基づき剰余金の全額を計上することによるものであります。

以上、議案第79号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第80号令和5年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額は増減なしとし、予算の総額を2億4,407万3,000円とするものであります。

補正内容につきましては、令和4年度決算に基づく歳入補正となっておりますので、事項別明細書の説明を省略させていただき、議案第80号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第81号令和5年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額は増減なしとし、予算の総額を762万1,000円とするものであります。

補正内容につきましては、令和4年度決算に基づく歳入補正となっておりますので、事項別明細書の説明を省略させていただき、議案第81号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第82号令和5年度赤平市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条におきまして業務の予定量は医療機器整備事業が3,128万7,000円の減額、医療施設整備事業が29万4,000円の減額、訪問診療用車両購入事業が44万3,000円の減額となります。

第3条におきまして病院事業収益が6,368万1,000円の増額に、病院事業費用が1億5,295万9,000円の減額となります。

第4条におきまして資本的収入が3,890万円の減額に、資本的支出が3,238万4,000円の減額となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,108万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,431万円で補填し、なお不足する1億3,677万3,000円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

2ページをお願いいたします。第5条におきまして企業債の限度額を表のとおり変更し、第6条におきまして職員給与費2億1,064万2,000円を減額、第7条におきまして他会計からの補助金726万8,000円を減額、第8条におきまして棚卸資産の購入限度額3,181万5,000円を増額するものであります。

3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収入は一般会計繰入金の精算による増減、新型コロナウイルス感染症対策に関連する道補助金の追加、過年度損益修正益を増額するものであります。

4ページをお願いいたします。支出は、職員の退職など決算見込みによる給与費の減額、その他の科目も決算見込みによりそれぞれ予算額を増減するものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入は企業債の確定見込みや固定資産購入費の決算見込みによりそれぞれ予算額を減額するものであります。支出は、主に建設改良費の決算見込みにより予算額を減額するものであります。

以上、議案第78号から議案第82号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 議案第78号令和5年度赤平市一般会計補正予算（第8号）についてお伺いします。

3点あります。まず、1点目、2ページの第2表、繰越明許費補正、3款1項社会福祉費について、非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業3,915万1,000円、年度内に実施困難ということでありました。令和6年度のスケジュール等はどうかお伺いします。

2点目、事項別明細書の6ページ、2款1項9目企画費1,438万4,000円の増額について、中央バスの2路線、滝芦線と歌志内線、この運行維持のための負担金を支出するものということでした。沿線自治体の案分負担割合等協議が行われてきたと思いません。最終的にですが、どのような形となり、今回の計上額となったのかお伺いをいたします。

3点目、20ページ、10款3項1目学校管理費15万円の増額について、学校給食の乳製品用の冷蔵庫を購入するというものであります。配送方法の変更ということでしたが、どのような理由で必要になったのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） それでは、1点目の繰越明許ということだったのですが、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業についてでございますけれども、一日でも早く対象世帯に対しましては支給したいという考えから、事前準備のため先般の臨時会におきまして補正予算を提案、提出させていただきまして議決をいただいたところでございます。以降私どもといたしまして年度内実施に向けては鋭意取組を進めていたところでございますけれども、実際やってみてシステムの改修、あるいはほかの給付金もやっているのですが、確認書の発送あるいは回収、そしてチェックをして全ての対象者に対しましてこの3月までの2か月間というタイトなスケジュールではなかなか実施に、完結

というのは非常に困難と判断をさせていただきました、今般繰越しをさせていただいたところでございます。

そこで、ご指摘の支給のスケジュールということでございますけれども、対象となる世帯の皆様に対しましては4月に入り、まずは対象世帯に対する支給の通知を発送するべく現在鋭意作業を進めているところでございますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 2番目の質問についてご説明いたします。

バス路線運行維持負担金についてでございますけれども、10月の行政常任委員会でご説明の後も空知総合振興局が調整役となりまして沿線市町と協議を進めてまいりました。負担案分案としまして有力でありました単純な距離割ではなくて、複数路線を抱える沿線市町の負担に配慮した形での負担案分、今まで負担になかなか合意をしてこなかった市町村についてもこの案で最終的に沿線市町の全市町村が合意したという形で決まっております。その後中央バスからの最終的な赤字額が決定されまして、その負担案分によりまして算出されましたことで今回の予算計上となったわけでございます。

以上でございます。

○議長（竹村恵一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 20ページ、備品購入費15万円の増額についてお答えいたします。

給食用牛乳納入業者の運転手不足の影響で令和6年度から現在の毎日配送から隔日、1日置き配送に変更することになり、そのため1日分の牛乳を小中学校で保管しなければならないことになりました。現在配膳室にある冷蔵庫では保管する容量が足りないため、牛乳保管用の冷蔵庫を小中それぞれ1台ずつ追加購入するものです。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） まず、1点目のほうは、臨時会で議決もらったけれども、実施が困難になったと。昨年末立て続けに給付金等ありましたので、担当課の方も大変ご苦労されているのだらうということは理解したいというふうに思うのです。ただ、ニュースやほかの自治体のほうからの情報でいつになるのだという市民の方の問合せというのはありますので、ここは周知含めしっかりと行っていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、3点目のほうの冷蔵庫ですけれども、2024年問題ということで配送が隔日になるということでした。時間とかで早くなるので、置き配というのですか、鍵つきの冷蔵庫に入れたりというものもあると思うのですが、そういったものではなく、次の日分を保管するものを置くという内容だったというふうに理解したいというふうに思います。

2点目のところだけでもう一点聞きたいのですけれども、まずは委員会で報告のあった最終案で合意はできたということが確認できたのだと思います。ただ、委員会の報告よりは約200万円ぐらい増額した格好になっております。決算見込みによって増える予想はあるということも報告されていたので、額については理解できるところかなと思います。これについて確認ですが、この1,438万4,000円に80%の特別交付税措置というものがあるという理解でよろしいか確認します。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 財源なので、私のほうからお答えさせていただきます。

今議員おっしゃるとおり、特別交付税措置といたしまして地方単独事業で実施するバス路線に対する負担については80%の交付税措置がございます。間違いありません。

○議長（竹村恵一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております



す議案第78号から第82号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号から第82号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第78号から第82号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(竹村恵一君) 日程第19 議案第83号令和6年度赤平市一般会計予算、日程第20 議案第84号令和6年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第21 議案第85号令和6年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第22 議案第86号令和6年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第23 議案第87号令和6年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第24 議案第88号令和6年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第25 議案第89号令和6年度赤平市水道事業会計予算、日程第26 議案第90号令和6年度赤平市病院事業会計予算、日程第27 議案第91号令和6年度赤平市下水道事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 令和6年度の一般会計、各特別会計及び各企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

令和6年度におきましても人口減少が進行するなど、当市を取り巻く状況は依然として厳しいものが予想されますことから、可能な限り効率、効果的な予算編成に努め、第6次赤平市総合計画の各施策の基本方針に基づき赤平市が掲げる将来像、人、自然、産業が輝く協働と共創のまち赤平を着実に進めていくための事業を予算化いたしました。

一般会計における歳入につきましては、一般財源の根幹であります1款市税でございますが、対前年度比6,452万2,000円、8.5%の減少を見込んでおります。特に個人市民税は、1人当たり1万円の定額減税の影響や10年間の時限措置であります均等割の標準税率の引上げが終了することなどにより対前年度比5,271万4,000円、18.6%の減少を見込んでおります。ただし、定額減税による減少分は、9款地方特例交付金として国より全額補填されることとなっております。当市の歳入予算の半分近くを占めております10款地方交付税でございますが、普通交付税につきましては令和5年度の決定額に地方財政計画及び市税収入の増減率、公債費に係る地方債償還額等を考慮して推計し、前年度と比較して1億8,940万4,000円、4.8%の減少、臨時財政対策債を含むと2億2,282万9,000円、5.6%減少するものと見込んでおります。特別交付税につきましては、前年度と同額の9億円を見込んでおります。14款国庫支出金につきましては、障がい者の生活介護扶助の利用増などによる社会福祉費国庫負担金の増やDXの推進などによるデジタル基盤改革事業費の計上、地域住宅建設事業の減などによる住宅費国庫補助金の減などにより対前年度比1,285万4,000円、1.2%の増加となっております。17款寄附金につきましては、引き続きふるさとガンバレ応援寄附金が見込まれることから前年度と同額の8億円を計上しております。20款諸収入につきましては、小中学校の給食費の無償化により学校給食費徴収金が減少しているほか、分収造林事業受託収入が皆減となることなどから対前年度比2,591万7,000円、27.9%の減少となっております。21款市債につきましては、ふれあいホール及び総合

体育館の改修事業の実施により民生債と教育債が皆増となるほか、地域住宅建設事業の減などにより住宅債が対前年度比4,870万円、27.7%の減、地方財政計画により普通交付税の代替措置となる臨時財政対策債が対前年度比3,342万5,000円、78.3%の減と見込むなど、全体で対前年度比2億4,157万5,000円、32.7%の増となっております。

次に、歳出につきまして目的別に申し上げますと、2款総務費につきましては市制施行70周年記念事業への交付金や空調施設等更新に係る実施設計委託料を計上したほか、昨年実施した知事、道議及び市長、市議選挙費用の減などにより対前年度比2,869万1,000円、2.6%の減となっております。3款民生費につきましては、ふれあいホールの改修工事や障がい者の生活介護扶助の利用増などにより対前年度比9,780万5,000円、5.3%の増となっております。4款衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種費用や健康管理システムの標準化対応委託料、し尿貯留施設の改修工事を計上したことなどにより対前年度比7,433万円、15.4%の増となっております。6款農林水産業費につきましては、基幹水利施設整備事業の減や分収造林費の皆減などにより対前年度比4,130万2,000円、26.7%の減となっております。7款商工費につきましては、エルム高原施設全体の改修工事に係る基本設計や送迎用バスの更新などにより対前年度比3,757万6,000円、29.1%の増となっております。9款消防費につきましては、消防用タンク車の更新などにより対前年度比5,351万7,000円、13.9%の増となっております。10款教育費につきましては、交流センターみらいの改修工事の完了、総合体育館の改修工事の計上などにより対前年度比8,330万6,000円、14.6%の増となっております。12款諸支出金につきましては、病院事業会計の診療棟建て替えに係る起債の一部が償還終了となったこと、資本費平準化債の拡充により下水道事業会計の歳入が増加したことなどにより対前年度比1億9,988万9,000円、12.1%の減となっております。

以上、一般会計の予算規模は102億4,430万8,000円、対前年度比1,689万5,000円、0.2%の増となっております。

その他の特別会計の予算につきましては、国民健康保険特別会計が療養給付費や高額療養費の減などにより対前年度比1億6,636万4,000円、12.2%減の11億9,285万円、後期高齢者医療特別会計が広域連合納付金の増などにより対前年度比738万8,000円、3.0%増の2億5,162万7,000円、用地取得特別会計が地方債元利償還金の減により対前年度比647万3,000円、33.2%減の1,300万7,000円、介護サービス事業特別会計が事務費の増などにより対前年度比46万8,000円、6.2%増の805万1,000円、介護保険特別会計が地域密着型介護サービス給付費の増などにより対前年度比789万8,000円、0.5%増の15億3,139万9,000円となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が経営戦略に基づく配水施設改良費の増などにより対前年度比4,671万2,000円、7.6%増の6億6,333万9,000円、病院事業会計が固定資産購入費及び企業債償還金の減などにより対前年度比1億4,182万1,000円、4.4%減の30億7,732万9,000円、下水道事業会計が退職手当引当金及び企業債償還金の減などにより対前年度比3,698万1,000円、4.8%減の7億2,655万4,000円となっております。

全会計の予算総額は177億847万4,000円、対前年度比2億7,227万8,000円、1.5%の減となっております。

以下、予算書の内容説明につきましては副市長にて行わせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕令和6年度各会計予算及び予算説明書並びに各企業会計の予算書により提案の趣旨につきましてご説明申し上げますが、歳入予算における国庫支出金などの歳出連動の予算につきましては一部を除き説明を省略させていただきます。

それでは最初に、議案第83号令和6年度赤平市一般会計予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

一般会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を102億4,431万8,000円と定めるものであり、第2条で債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、第3条で地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定め、第4条で一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為は、消防施設整備事業として、まず高機能消防指令システムの更新事業につきましては期間を令和6年度から令和7年度、限度額を7,961万8,000円、次に消防救急デジタル無線の更新事業につきましては期間を令和6年度から令和7年度、限度額を1億6,857万8,000円とそれぞれ定めるものであります。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債は、令和6年度の普通建設事業等の財源として地方債を起こすものであり、目的、限度額等は表に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書の歳出予算につきましてご説明申し上げますので、42ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費2,911万8,000円、前年度比348万8,000円の増額は、3、庶務事務に要する経費として市制施行70周年記念事業交付金を計上したことなどによります。

同じく2目庁舎管理費5,544万7,000円、前年度比419万円の増額は、主に庁舎の空調設備等の更新に係る実施設計委託料の計上によるもので、財源として地方債が充当されます。

44ページをお願いいたします。同じく4目広報広聴費1,367万1,000円、前年度比297万7,000円の増額は、主に市民アンケートの集計調査を業務委託することによるものであります。

54ページをお願いいたします。同じく15目防災費1,124万8,000円、前年度比437万円の増額は、主に防災行政無線のバッテリーの交換や公衆無線LANの

システムサーバーの更新によるものであります。

70ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費3,386万6,000円、前年度比182万4,000円の増額は、主に市の地域福祉計画策定に係る委託料を計上するもので、令和8年度の完成を予定しております。

同じく2目障害者福祉費6億7,172万6,000円、前年度比5,275万円の増額は、主に生活介護等の利用者の増加を見込むものであります。

74ページをお願いいたします。同じく5目医療給付費5,404万1,000円、前年度比342万5,000円の減額は、ひとり親及び障がい者における対象者の減少を見込むものであります。

76ページをお願いいたします。同じく7目ふれあいホール費8,316万3,000円、前年度比8,260万5,000円の増額は、ふれあいホールの屋上防水や外壁などの改修工事を実施するもので、財源として地方債が充当されます。

78ページをお願いいたします。同じく2項1目児童福祉総務費4,881万4,000円、前年度比388万2,000円の増額は、主に障害児施設給付費の利用者の増加を見込むものであります。

86ページをお願いいたします。同じく3項1目生活保護費5億2,159万8,000円、前年度比2,014万9,000円の減額は、受給対象者の減少を見込むものであります。

90ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費1,897万9,000円、前年度比31万7,000円の増額は、主に3、出産、子育て支援の充実として乳幼児に対する健康診査の実施回数を増やしたことなどによります。

92ページをお願いいたします。同じく3目感染症予防費3,904万6,000円、前年度比1,456万9,000円の増額は、主に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種がB類疾病の定期接種となるため接種費用を計上したことによるものであります。

94ページをお願いいたします。同じく7目住友地区共同浴場費3,008万6,000円、前年度比1,013万

2,000円の増額は、主に男子浴場の浴槽の修繕を実施するものであります。

98ページをお願いいたします。同じく2項3目し尿処理費9,484万8,000円、前年度比2,792万5,000円の増額は、主にし尿貯留施設の改修工事によります。

106ページをお願いいたします。6款1項7目基幹水利施設管理費2,953万4,000円、前年度比1,748万4,000円の減額は、主に施設整備事業の減によるもので、財源として道支出金及び負担金が充当されます。

112ページをお願いいたします。同じく2項2目林業振興費3,164万1,000円、前年度比1,051万2,000円の減額は、主に森林環境保全整備工事の皆減によります。

116ページをお願いいたします。7款1項3目エルム高原施設費1億685万3,000円、前年度比3,618万6,000円の増額は、主にエルム高原施設全体の改修工事に係る基本設計や送迎用バスの更新費用の計上によるもので、財源として基金繰入金及び地方債などが充当されます。

122ページをお願いいたします。8款2項2目道路維持費1億3,561万8,000円、前年度比1,931万3,000円の増額は、主に道路照明長寿命化調査委託料の計上によるもので、財源として国庫支出金及び地方債などが充当されます。

124ページをお願いいたします。同じく3目除雪対策費2億9,055万1,000円、前年度比5,702万円の増額は、主に除雪用ダンプの更新と労務単価の上昇による除雪委託料の増が見込まれることによるもので、財源として地方債が充当されます。

同じく4目道路新設改良費1億3,597万7,000円、前年度比4,153万5,000円の増額は、道路改良工事として北文本通改良舗装、東文2条通改良舗装及び朝陽台通ロードヒーティングの更新工事を実施するもので、財源として地方債などが充当されます。

126ページをお願いいたします。同じく6目橋りょう改良費6,395万5,000円、前年度比1,979万9,000円の増額は、橋梁長寿命化計画に基づく吉見橋及び左大谷沢2号橋の改修工事費を計上するもので、財源

として国庫支出金及び地方債が充当されます。

132ページをお願いいたします。同じく4項2目公園費6,387万4,000円につきましては、主に都市公園安全安心対策事業、長寿命化対策として平岸中央公園の休養施設、翠光苑及び赤平公園の管理施設を更新するもので、財源として国庫支出金及び地方債などが充当されます。

136ページをお願いいたします。同じく5項2目地域住宅建設費3億9,089万9,000円、前年度比8,123万2,000円の減額は、緑ヶ丘第一団地及び新光団地の長寿命化工事の完了によるものであります。令和6年度におきましては、市内4か所のシルバーハウジングに設置されております緊急通報システムを更新するほか、青葉団地に集中給油設備を整備するなどの公的住宅改善工事、旭団地、緑ヶ丘第三団地、若草団地、栄町団地及び吉野第一団地の計24棟124戸の公的住宅除却工事を実施するもので、財源として国庫支出金及び地方債が充当されます。

140ページをお願いいたします。9款1項1目消防総務費4億3,971万3,000円、前年度比5,351万7,000円の増額は、主に消防用タンク車の更新によるもので、財源として地方債が充当されます。

142ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費7,365万4,000円、前年度比265万9,000円の増額は、主に通学等助成費の拡充によるもので、財源として基金繰入金などが充当されます。

156ページをお願いいたします。同じく5項1目社会教育総務費1,076万5,000円、前年度比545万2,000円の増額は、主に旧住友赤平炭鉱立坑やぐら価値評価等調査報告書の作成業務や施設整備工事の増によるものであります。

160ページをお願いいたします。同じく5目図書館費1,601万7,000円、前年度比897万円の増額は、主に暖房施設整備工事によるものであります。

162ページをお願いいたします。同じく6目交流センターみらい費3,020万3,000円、前年度比1億7,734万7,000円の減額は、主に施設整備工事の完了によるものであります。

166ページをお願いいたします。同じく6項2目総合体育館費2億7,389万8,000円、前年度比2億4,608万4,000円の増額は、主に総合体育館の屋上防水や外壁などの改修工事を実施するもので、財源として地方債が充当されます。

174ページをお願いいたします。11款1項1目元金11億3,920万4,000円、前年度比3,695万円の減額は、主に過去に起債した臨時財政対策債の一部が償還終了となったことによるものであります。

176ページをお願いいたします。12款1項7目病院事業会計繰出金7億790万7,000円、前年度比8,006万3,000円の減額は、主に平成5年度に借入れした診療棟建て替えに係る起債の元利償還が終了したことによるものであります。

同じく8目下水道事業会計繰出金1億6,559万4,000円、前年度比1億1,998万7,000円の減額は、主に資本費平準化債の拡充により下水道事業会計における歳入が増加することに伴うものであります。

180ページをお願いいたします。13款1項1目職員給与費13億659万9,000円、前年度比4,795万4,000円の減額は、主に退職手当組合の負担金の率の改定や職員数の減によるものであります。

次に、歳入予算につきましてご説明申し上げますので、戻りまして事項別明細書の14ページをお願いいたします。1款1項1目個人市民税2億3,103万1,000円、前年度比5,271万4,000円の減額は、主に対象者1人当たり1万円の定額減税の影響及び東日本大震災の発生を受けて地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため平成26年度から10年間の時限措置として均等割の標準税率の引上げが終了することによるものであります。ただし、定額減税による減少分は、9款の地方特例交付金として国より全額補填されることとなっております。

同じく2目法人市民税3,624万8,000円、前年度比663万9,000円の減額は、主に申告に伴う法人税割の減少を見込むものであります。

16ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税46億5,725万円、前年度比1億8,940万4,000

円の減額は、普通交付税によるもので、令和5年度の決定額に地方財政計画及び市税収入の増減率、公債費に係る地方債償還額等を考慮して推計しております。減少の主な要因といたしましては、企業債も含めた地方債の償還終了により7,000万円、生活保護費及び高齢者保健福祉費の算定においてそれぞれ3,000万円の減少と見込んでおります。特別交付税につきましては、前年度と同額での計上となっております。

18ページをお願いいたします。13款1項5目土木使用料2億3,167万7,000円、前年度比571万4,000円の減額は、主に21ページに記載の住宅使用料が入居者の減少などを見込むものであります。

22ページをお願いいたします。14款1項1目民生費国庫負担金8億1,778万5,000円、前年度比2,206万8,000円の増額は、主に23ページに記載の障害者自立支援給付費の増加を見込むものであります。

24ページをお願いいたします。同じく2項国庫補助金全般におきまして、総務費、民生費及び衛生費の各分野におけるDX推進に係るデジタル基盤改革事業費を計上しております。

同じく4目土木費国庫補助金2億3,774万7,000円、前年度比2,427万7,000円の減額は、主に27ページに記載の住宅費国庫補助金が長寿命化工事の完了などにより減額となることによります。

26ページをお願いいたします。15款1項1目民生費道負担金2億8,826万1,000円、前年度比1,561万9,000円の増額は、主に27ページに記載の障害者自立支援給付費の増加を見込むものであります。

32ページをお願いいたします。17款1項3目ふるさとガンバレ応援寄附金8億円につきましては、引き続き寄附が見込まれることから前年度と同額としております。

18款1項1目財政調整基金繰入金2億1,673万6,000円、前年度比974万1,000円の減額は、当初予算における歳入不足額の減少によるものであります。

同じく2目減債基金繰入金2億2,425万4,000円、前年度比224万2,000円の減額は、充当対象の過疎対

策事業債償還費の減少によるものであります。

同じく4目あかびらガンバレ応援基金繰入金3億2,657万3,000円、前年度比3,091万2,000円の増額は、基金充当事業数及び事業費の増加によるものであります。

34ページをお願いいたします。20款5項1目雑入4,197万9,000円、前年度比1,614万円の減額は、主に37ページに記載の学校給食費徴収金が学校給食費の無償化による減となったことによるものであります。

38ページをお願いいたします。21款1項6目臨時財政対策債926万7,000円、前年度比3,342万5,000円の減額は、地方財政計画の減少率を勘案して算出したものであります。

以上で議案第83号令和6年度赤平市一般会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第84号令和6年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。195ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を11億9,285万円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を2億5,000万円と定め、第3条で歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を第1号のとおり定めるものであります。

次に、事項別明細書の歳入予算についてご説明申し上げますので、201ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税8,573万4,000円、前年度比650万1,000円の減額ですが、主に被保険者数が減少となっていることによるものであります。

203ページをお願いいたします。2款1項1目保険給付費等交付金9億3,495万1,000円、前年度比1億8,004万3,000円の減額ですが、主に保険給付費の減による普通交付金の減額を見込むほか、北海道クラウドの導入完了や算定項目の廃止などによる特別交付金の減額によるものであります。

3款2項1目国民健康保険事業財政調整基金繰入金4,574万3,000円、前年度比3,155万8,000円の増額ですが、主に当初予算における歳入不足額の増加によるものであります。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げますので、205ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費305万円、前年度比1,350万2,000円の減額は、主に北海道クラウドの導入が完了したことによりあります。

同じく2目連合会負担金335万6,000円、前年度比1,072万円の減額は、主に北海道クラウドの導入が完了したことによりあります。

213ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費7億5,165万7,000円、前年度比8,721万2,000円の減額は、被保険者数の減による療養給付費の減によるものであります。

215ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費1億3,886万6,000円、前年度比1,925万円の減額は、被保険者数の減による高額療養費の減によるものであります。

225ページをお願いいたします。3款1項1目、事業費納付金の一般被保険者分1億7,032万6,000円、前年度比3,137万円の減額は、主に北海道全体で必要な納付金の総額が減少となったことや納付金の算定方法の一部が改正になったことによるものであります。

233ページをお願いいたします。5款1項1目特定健康診査等事業費1,684万3,000円、前年度比184万9,000円の減額は、主に特定健診の受診率向上を図るために実施する受診率向上対策の事業内容の精査によるもので、財源として道支出金が充当されます。

243ページをお願いいたします。9款1項1目職員給与費3,492万3,000円、前年度比464万4,000円の減額は、主に人事異動に伴う人件費の減によるものであります。

以上で議案第84号令和6年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第85号令和6年度赤平市後期高齢者医

療特別会計予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。253ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を2億5,162万7,000円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものであります。

次に、事項別明細書の歳入予算についてご説明申し上げますので、259ページをお願いいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料1億6,616万7,000円、前年度比509万5,000円の増額ですが、主に被保険者数の増によるものであります。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げますので、265ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2億4,010万9,000円、前年度比740万3,000円の増額は、主に被保険者数の増により保険料分の負担金が増していることによるものであります。

以上で議案第85号令和6年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第86号令和6年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。277ページをお願いいたします。

用地取得特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を1,300万7,000円と定めるものであります。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げますので、285ページをお願いいたします。1款公債費1,300万7,000円、前年度比647万3,000円の減額は、平成10年度に借入れた公共用地先行取得に係る起債の償還が終了したことによるものであります。

以上で議案第86号令和6年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第87号令和6年度赤平市介護サービス事業特別会計予算について、主立ったものを中心にご説明申し上げます。289ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を805万1,000円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものであります。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げますので、297ページをお願いいたします。1款1項1目介護予防支援事業費794万1,000円、前年度比46万8,000円の増額は、主に人件費の増によるものであります。

以上で議案第87号令和6年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第88号令和6年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。309ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を15億3,139万9,000円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を1億5,000万円と定め、第3条で歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を第1号のとおりと定めるものであります。

次に、事項別明細書の歳入予算につきましてご説明申し上げますので、315ページをお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者介護保険料2億3,436万円、前年度比815万9,000円の増額は、第9期計画期間であります令和6年から令和8年までの3か年における介護保険料の基準額を月額6,100円と見込んで計上したこと及び保険料の所得段階を9段階から13段階に改正することなどによります。

5款2項1目介護給付費準備基金繰入金3,695万6,000円、前年度比474万4,000円の減額は、当初予算における歳入不足額の減少によります。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げますので、319ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費3,235万8,000円、前年度比277万9,000円の増額は、主に第9期計画に対応するためのシステム改修委託料の計上及び人事異動に伴う人件費の増によるものであります。

325ページをお願いいたします。1款3項1目介護認定審査会費671万8,000円、前年度比85万1,000円の増額は、主に介護認定件数の増によるものであります。

327ページをお願いいたします。2款保険給付費14億1,415万1,000円、前年度比746万3,000円の増額につきましては、保険給付費各項目における実績を踏まえて積算したもので、財源として国庫支出金及び道支出金などが充当されます。

以上で議案第88号令和6年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第89号令和6年度赤平市水道事業会計予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。赤平市水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量は、給水戸数4,316戸、年間総配水量116万立方メートル、1日平均配水量3,178立方メートルと予定し、主要な建設改良につきましては記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入3億3,274万6,000円、支出3億5,161万7,000円と定めるものであります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入1億4,491万5,000円、支出3億1,172万2,000円とし、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億6,680万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,741万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,939万4,000円で補填するものであります。

第5条、企業債は、建設改良の限度額を8,690万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりであります。

3ページをお願いいたします。第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用と特別損失の間と定めるものであります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費として3,629万6,000円

であります。

第8条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,172万4,000円であります。

第9条、棚卸資産の購入限度額を226万6,000円と定めるものであります。

4ページをお願いいたします。令和6年度赤平市水道事業会計予算実施計画における収益的収入及び支出のうち、収入の1款水道事業収益につきましては、1項1目給水収益2億3,758万9,000円、前年度比450万3,000円の減額は、主に家庭用水道料金の減を見込むものであります。

2項1目他会計補助金2,892万5,000円、前年度比1,404万3,000円の増額は、主に経営戦略に基づく料金収入の補填によるものであります。

5ページをお願いいたします。支出の1款水道事業費用につきましては、1項1目原水及び浄水費9,338万3,000円、前年度比490万9,000円の減額は、主に送水ポンプの点検整備の完了及び動力費の減によるものであります。

同じく2目配水及び給水費6,136万3,000円、前年度比914万6,000円の増額は、主に茂尻送水管に係る用地測量調査の実施によるものであります。

同じく3目総係費4,322万8,000円、前年度比406万8,000円の増額は、主に人事異動に伴う人件費及び退職給付引当金の増によるものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入の1款資本的収入1億4,491万5,000円、前年度比1,433万7,000円の増額は、配水管布設替え工事の増加に伴う企業債発行額の増によるものであります。

支出の1款資本的支出につきましては、1項1目配水施設改良費1億6,253万9,000円、前年度比4,983万9,000円の増額は、主に経営戦略に基づく配水管布設替え工事の増によるものであります。

以上で議案第89号令和6年度赤平市水道事業会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第90号令和6年度赤平市病院事業会計



予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。赤平市病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量は、病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を3万4,208人、1日平均93.7人、外来患者延べ数を5万7,350人、1日平均235.0人と予定し、主要な建設改良事業につきましては記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入23億3,359万5,000円、支出26億2,427万1,000円と定めるものであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入2億6,815万4,000円、支出4億5,305万8,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,490万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額901万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,588万5,000円で補填するものであります。

2ページをお願いいたします。第5条、企業債は、限度額を医療機器整備事業5,430万円、医療施設整備事業3,500万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額を15億円と定めるものであります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費14億4,072万7,000円、交際費40万円といたします。

第8条、他会計からの補助金につきましては、医師確保対策に要する経費など1億176万6,000円であります。

第9条、棚卸資産の購入限度額を2億6,849万円と定めるものであります。

3ページをお願いいたします。令和6年度赤平市病院事業会計予算実施計画における収益的収入及び支出のうち、収入の1款病院事業収益につきましては、1項1目入院収益10億4,623万円、前年度比1,787万円の増額は、主に患者数の増加による一般病床における入院収益の増を見込むものであります。

同じく2目外来収益5億668万8,000円、前年度比2,872万4,000円の増額は、主に患者数の増加や単価の増による内科、外科及び小児科における収益の増を見込むものであります。

同じく3目その他医業収益3億5,071万円、前年度比1,183万2,000円の増額は、主に一般会計負担金として救急医療の確保に要する経費の増加によるものであります。

5ページをお願いいたします。支出の1款病院事業費用につきましては、1項1目給与費14億4,072万7,000円、前年度比477万円の減額は、主に医師数の減による給料及び手当の減少によるものであります。

同じく2目材料費2億7,236万5,000円、前年度比2,740万4,000円の増額は、主に物価の高騰による薬品費及び診療材料費の増加によるものであります。

6ページをお願いいたします。同じく3目経費5億4,022万3,000円、前年度比2,208万5,000円の増額は、主に修繕料及び委託料の増加によるものであります。

7ページをお願いいたします。3項2目過年度損益修正損5,921万円、前年度比4,242万3,000円の増額は、前年度実績によるものであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入の1款資本的収入につきましては、1項1目企業債8,930万円、前年度比2億770万円の減額は、主に医療機器等の整備事業の減少によるものであります。

2項1目他会計出資金1億7,885万3,000円、前年度比9,361万1,000円の減額は、企業債の償還終了によるものであります。

9ページをお願いいたします。支出の1款資本的支出につきましては、1項1目固定資産購入費9,920万9,000円、前年度比2億23万4,000円の減額は、主に医療情報システム、いわゆる電子カルテの更新が完了したことによります。

3項1目企業債償還金3億5,348万9,000円、前年度比7,074万円の減額は、平成5年度に借り入れた診

療棟、管理棟の建て替えに係る企業債の償還終了によるものであります。

以上で議案第90号令和6年度赤平市病院事業会計予算につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第91号令和6年度赤平市下水道事業会計予算につきまして、主立ったものを中心にご説明申し上げます。赤平市下水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量は、接続戸数4,571戸、有収水量60万2,000立方メートルと予定し、主要な建設改良につきましては記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入4億5,361万7,000円、支出4億72万3,000円と定めるものであります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入1億9,869万3,000円、支出3億2,583万1,000円とし、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億2,713万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額112万円、過年度分損益勘定留保資金1億2,601万8,000円で補填するものであります。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

3ページをお願いいたします。第6条、企業債は、限度額を石狩川流域下水道中部地区事業1,890万円、下水道事業2,140万円、資本費平準化債1億3,160万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第7条、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものであります。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用と特別損失の間と定めるものであります。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費として4,286万8,000円であります。

第10条、分流式下水道等に要する経費等に対する

補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,042万6,000円であります。

4ページをお願いいたします。令和6年度赤平市下水道事業会計予算実施計画における収益的収入及び支出のうち、収入の1款下水道事業収益につきましては、1項1目下水道使用料1億4,776万7,000円、前年度比1,508万2,000円の減額は、主に家庭用及び業務用下水道使用料の減を見込むものであります。

2項1目他会計補助金9,042万6,000円、前年度比1億1,637万5,000円の減額は、主に資本費平準化債の拡充により起債予定額の増を見込んだことにより

ます。5ページをお願いいたします。支出の1款下水道事業費用につきましては、1項1目管渠費3,575万4,000円、前年度比366万6,000円の減額は、主に委託料の減によるものであります。

同じく4目総係費923万6,000円、前年度比2,536万1,000円の減額は、主に退職給付引当金の減によるものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入の1款資本的収入につきましては、1項1目企業債1億7,190万円、前年度比1億170万円の増額は、主に資本費平準化債の拡充により起債予定額の増を見込んだことにより

ます。支出の1款資本的支出につきましては、1項1目公共下水道整備費4,600万4,000円は、主に千曲川排水区の雨水管渠新設工事によるものであります。

2項1目企業債償還金2億6,004万円、前年度比1,770万3,000円の減額は、下水道事業債の償還終了によるものであります。

以上、議案第83号から議案第91号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第28 報告第7号令和5年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。目黒監

査委員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第7号については、報告済みといたします。

---

○議長(竹村恵一君) お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査のため、明日5日から10日までの6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、明日5日から10日までの6日間休会することに決しました。

---

○議長(竹村恵一君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時43分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)